



《会計・税務の知識》 事業所得？ 給与所得？

はじめに

確定申告の際の悩みの一つとして所得の区分の問題があります。

所得税法では、所得をその性質に応じて10種類に区分することとされており、どの所得に該当するかによって税額の計算方法が異なってくるため、所得の区分は重要となります。

その中でもよく問題となるものとして、事業所得と給与所得の区分があります。

両者の判断にあたって明確な基準はありませんが、税務上の取り扱いとは異なります。

1. 事業所得・給与所得とは

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生じる所得をいいます。

事業所得は以下のように計算されます。

$$\text{事業所得の額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

一方、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいいます。給与所得の金額は以下のように計算されます。

$$\text{給与所得} = \text{収入金額(源泉控除前)} - \text{給与所得控除}$$

2. 税務上の主な取り扱いの違い

(1) 所得税における必要経費の取り扱い

事業所得では、実際に事業にかかった経費を、収入から差し引いた金額が所得となります。

一方、給与所得では原則として概算経費としての給与所得控除を収入金額から差し引いた金額が所得となります(給与に係る支出が一定額を超える場合は、特定支出控除が可能です)。

(2) 源泉所得税の取り扱い

事業所得の支払の場合、源泉徴収の対象となる一定の報酬については、法定の税率により算定した源泉所得税を徴収する必要があります。

一方、給与の支払いの場合には給与額に応じて源泉所得税を徴収する必要があります。

(3) 消費税の取り扱い

事業所得に該当する場合には、消費税の課税対象となりますが、給与所得に該当する場合には消

費税は課税対象とはなりません。

(1)～(3)以外にも、事業所得は所得税上、損益通算や青色申告による特典がある等の点でも異なっています。

3. 判断基準

事業所得か給与所得かは主に以下のような観点で区分されます。

事業所得	自己の危険と計算において独立して行っている業務に係る所得
給与所得	雇用契約等に基づき、他の者の指揮命令に服して行った労務に係る所得

基本的には、請負契約の場合には事業所得に該当し、雇用契約の場合には給与所得に該当します。

ただし、いずれに該当するかが明らかでない場合には、以下の事項を総合的に勘案して判定することとされています(消基通1-1-1)。

- ①その契約に係る役務提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- ②役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- ③まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のために滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- ④役務提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

【区分判定】

判定事項	事業所得	給与所得
①	容れる	容れない
②	受けない	受ける
③	できない	できる
④	いない	いる

最後に

所得の区分については実務上明確でない部分もあり、所得区分の違いによっては税額の計算結果が大きく異なる場合もあります。

所得の区分の判断に迷った場合には、事前に税理士等の専門家にご相談されることをお勧めします。(担当：長澤)